

津山市スマートエネルギー導入補助金 よくある質問

区分	番号	内容	追加日
共通	Q1	契約・施工した業者が市内業者に該当するか分かりません。また、必要な提出書類が分かりません。	
共通	A1	<p>●太陽光発電システム・エコキュート・蓄電池・窓断熱・V2H充放電設備の場合</p> <p>市内業者とは、津山市内に本店・支店・営業所・展示場等がある法人及び個人事業者のことをいいます。 領収書や内訳書の写し等、契約・施工した業者の所在地が記載されている書類を提出してください。 詳しくは「補助金申請の手引き」の最後のページにある「市内業者確認フローチャート」をご確認ください。</p> <p>●軽EVの場合</p> <p>購入した店舗の所在地が津山市内であることが条件です。 補助金交付申請書兼報告書に、購入店舗名と所在地を記載してください。</p>	
共通	Q2	対象機器の本体価格とは何ですか。	
共通	A2	<p>補助対象機器の本体と付属機器の購入費、設置工事費の合計額です。消費税及び地方消費税の額は含みません。 エコキュートの場合、ヒートポンプユニット、貯湯ユニット、リモコン本体、脚部パーツ等が本体価格に該当します。</p>	
共通	Q3	本体価格に消費税は含まれますか。	
共通	A3	消費税は含みません。機器本体の税抜き価格に対して補助金が交付されます。	
共通	Q4	「申請日の属する年度の前年度の2月1日以降」とは、具体的にはいつですか。	
共通	A4	令和6年度においては、令和6年2月1日以降のことです。	
共通	Q5	「津山市暴力団排除条例に係る誓約書」には、施工業者等の会社名を記入するのですか。	
共通	A5	機器を設置した方（＝申請者本人）のお名前です。署名、押印してください。	

共通 Q6 市税等の滞納がないことを証する書類とは何ですか。

共通 A6 津山市では「完納証明書」という名称で、税制課にて発行しています。
転入して来られた方は前住所地の自治体にお尋ねください。なお、自治体によって書類の名称が異なります。

共通 Q7 完納証明書はどこで取得できますか。

共通 A7 津山市役所本庁 2 階 2 番窓口（税制課）で取得できます。なお、取得には交付手数料が必要です。

共通 Q8 「住民票の写し」というのは、窓口で発行された書類のコピーを提出するということですか。

共通 A8 「住民票の写し」が窓口で発行されますので、発行された書類をそのまま提出してください。
令和 6 年度から、各補助金交付申請書兼報告書の確認事項 D 欄に同意された方は、提出不要です。

共通 Q9 同時に 2 種類以上の機器を設置した場合、共通する書類は 1 部ずつの提出で良いですか。

共通 A9 すべての書類について、機器ごとに作成・提出が必要です。2 種類の機器を設置した場合、共通書類については 2 部ご用意ください。
ただし、2 種類以上の機器について同日に申請する場合に限り、「住民票の写し」及び「完納証明書」は原本が 1 部、コピーが 1 部で申請可能です。

（例：エコキュートと蓄電池を設置した場合、エコキュートの提出書類に住民票の写しの原本と完納証明書の原本を添付、蓄電池の提出書類には前述の住民票の写しのコピーと完納証明書のコピーを添付する）

共通 Q10 数年前に蓄電池を設置した時に補助金をもらいました。今年の春に V 2 H 充放電設備を設置しました。この V 2 H 充放電設備は補助の対象になりますか。

共通 A10 同一の住宅において津山市の V 2 H 充放電設備の補助を過去に受けたことがなければ、補助の対象になります。

共通 Q11 申請は対象機器の購入や設置をする前に行うのですか。

共通 A11 機器の設置完了後または車両登録後に申請してください。事前申請や予約は受け付けていません。

共通 Q12 リース商品も対象になりますか。

共通 A12 リース商品は対象になりません。購入商品が対象です。

共通 Q13 補助金を現金で受け取ることはできますか。

共通 A13 補助金の受取方法は、口座振込に限ります。振込口座は本人名義のものを原則とします。
なお、申請から振込まで2か月から3ヶ月程度かかる場合があります。

共通 Q14 アパート等の集合住宅において、管理人（大家）が対象機器を設置しました。補助の対象になりますか。

共通 A14 当補助金においては、集合住宅の管理者等が対象機器を設置する場合、個人による設置ではなく事業用に設置するものと見做し、補助の対象になりません。

共通 Q15 去年の夏に機器を設置した場合、今年度申請できますか。

共通 A15 申請できません。令和6年度の補助対象となる機器は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までに設置したものに限りです。

共通 Q16 ホームページに「予定件数の受付を終了しました。現在、仮受付を行っています」と記載されているが、仮受付とは何ですか。

共通 A16 例えば、エコキュートは早期に予定件数に達して受付を終了したが、他の機器は年度末になっても予定件数に至らず、予算が余るという場合があります。その場合に、エコキュートの仮受付をした方に対して、仮受付が早かった順に可能な限り補助金を交付するというものです。
ただし、年度末における予算の執行状況によりますので、必ず補助金の交付を約束するものではありません。
仮受付に必要な書類・手続きについてはホームページの〈お知らせ〉欄をご確認ください。

共通 Q17 国や県が行っている補助制度と、津山市スマートエネルギー導入補助金の、両方に交付申請することは可能ですか。

共通 A17 太陽光発電システム以外の機器であれば、可能です。ただし、津山市スマートエネルギー導入補助金の申請時に、国等からの補助金額がわかる書類を提出する必要があります。
なお、国等の補助制度の要件には「他の補助との併用をしないこと」等と記載されている場合がありますので、ご注意ください。
太陽光発電システムは、他の補助金との併用は認められません。

共通 Q18 こどもエコすまい支援事業補助金などの国の補助制度の要件に、「国費が充当されたほかの補助金との併用は行わないこと」と記載されています。
津山市スマートエネルギー導入補助金は、これらの補助金と併用できますか。 6.4.2

共通 A18 太陽光発電システム以外の対象機器であれば、国費が充当されていないので、併用できます。
太陽光発電システムのみ、財源に国費が含まれるため、併用できません。

共通 Q19 「国等からの補助金額がわかる書類」とは、具体的にどのような書類ですか。

共通 A19 津山市スマートエネルギー導入補助金以外の補助金と併用される場合、国等から類似の補助金の交付を受ける場合は、国等から交付を受けた補助金の額が確認できる書類を提出する必要があります。
類似の補助金とは、軽EVやV2Hの場合はCEV補助金、蓄電池の場合はZEH化等支援事業、窓断熱の場合は先進的窓リノベや断熱リフォーム支援事業などです。

●津山市に申請する時点で、国等からの補助金額が確定している場合
「交付決定通知書」等の写しで、交付決定額がわかる書類を提出してください。

●津山市に申請する時点で、国等からの補助金額が確定していない場合
「交付申請書」等の写しで、申請金額がわかる書類を提出してください。
なお、交付申請書の写しが提出できない場合は、該当の補助金の名称・補助金額・申請日が分かる書類を提出してください。

太陽光 Q20 太陽光発電システムの補助額について、システム出力値1kWにつき2万円を乗じた額とは、どういう意味ですか。

太陽光 A20
例1) 太陽光モジュールの公称最大出力の合計値が5.0kW、パワーコンディショナーの定格出力が4.7kWの場合、システム出力値は4.7kW。
→補助金額を計算すると、4.7kW×2万円=9.4万円。
→10万円未満なので補助金額は9.4万円。
例2) 太陽光モジュールの公称最大出力の合計値が6.0kW、パワーコンディショナーの定格出力が6.5kWの場合、システム出力値は6.0kW
→補助金額を計算すると、6.0kW×2万円=12万円。
→補助上限である10万円を超えているので、補助金額は10万円。

太陽光 Q21 太陽光発電システムについて、PPAやリースによる導入は対象になりますか。 6.4.2

太陽光 A21 対象になりません。個人が購入した場合のみ、補助の対象になります。

エコキュート Q22 エコキュートが壊れたので付け替えた場合は、補助の対象になりますか。

エコキュート A22 補助の対象になりません。
エコキュートの補助は、エコキュート以外の給湯機器からの付け替えのみが対象になります。なので、エコキュートからエコキュートに交換した場合は、補助の対象になりません。

エコキュート Q23 エコキュートの補助要件に、「エコキュート以外の給湯機器からの付け替え」とあるが、エコキュート以外の給湯機器とは具体的にどのようなものですか。

エコキュート A23 ガス給湯器、電気温水器、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）、ガスエンジン給湯機（エコウィル）、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）などです。

蓄電池 Q24 蓄電池の補助申請に添付されている「あっ晴れ岡山エコクラブ入会関係書類」とは何ですか。

蓄電池 A24 「あっ晴れ岡山エコクラブ入会届（津山市）」及び「（別紙）設備情報」で、入会は任意となります（※いずれも津山市のホームページに掲載しています）。
なお、別途確認書類として、「太陽光発電設備の電力需給契約のお知らせ」の写し、「出力対比表」の写し、パワーコンディショナーの銘板写真等の添付が必要です。

窓断熱	Q25	窓断熱について、内窓を3か所設置した場合、申請書の施工枚数欄には何枚と書けば良いですか。	
窓断熱	A25	設置した窓が3か所とも引違窓（2枚建）であれば、申請書には「6枚」と記入してください。	
窓断熱	Q26	窓断熱ではなく、外壁塗装などの断熱材に対する補助はありますか。	
窓断熱	A26	津山市では、断熱材に対する補助制度はありません。（令和6年4月現在）	
V2H	Q27	V2Hとは何ですか	
V2H	A27	ビークル・トゥ・ホームの略称です。EVやPHEVのバッテリーから電力を取り出して住宅で使用したり、住宅の電力をEVやPHEVのバッテリーに充電できる設備です。	
蓄電池・V2H	Q28	蓄電池が壊れたので付け替えました。前回設置した時には補助金をもらいませんでした。補助の対象になりますか。	
蓄電池・V2H	A28	以前に定置用リチウムイオン蓄電池システムを設置する際に補助を受けていなければ、対象になります。ただし、前回の設置時に補助を受けていた場合は、対象になりません。（V2Hも同様です）	
軽EV	Q29	津山市外の自動車店で軽EVを購入しました。今後のメンテナンス等は、津山市内の自動車店で行う予定です。補助の対象になりますか。	
軽EV	A29	補助の対象になりません。軽EVについて、「市内業者と補助対象機器の購入に係る契約を締結した者」を補助金の交付の対象者の要件としています。 津山市内の店舗で購入にかかる手続き（契約・納車等）を行った方が対象になります。	
軽EV	Q30	軽EVを津山支店で購入しましたが、領収書にも見積書にも、市外にある本店の住所しか記載されていません。どうしたらいいですか。	6. 4. 30
軽EV	A30	領収書や見積書に津山支店名が記載されていれば、市内店舗で購入したとみなします。 また、割賦販売契約書など、何かしらの書類で市内店舗での購入が確認できるようでしたら、その書類の写しを添付してください。	
共通	Q31	天日タンク（太陽熱温水器）の補助はありますか。	6. 4. 30
共通	A31	ありません。太陽熱温水器および太陽熱利用システムは補助の対象外です。	
共通	Q32	市税を滞納していないことの証明として、完納証明書の代わりに、納税証明書を提出してもいいですか。	6. 4. 30

共通 A32 納税証明書では受け付けられません。必ず完納証明書を提出してください。

共通 Q33 見積書の金額から国補助額を引いた金額が領収書に記載されています。国補助金額がわかる書類を提出する必要がありますか。 6.4.30

共通 A33 国補助金額がわかる書類は、提出してください。
加えて、領収書の但書に「〇〇補助金（国補助事業名）差し引き済みの金額にて領収」等と記載してください。

共通 Q34 旧システムの撤去から新システムの設置まで、すべて抱き合わせで工事代金という名目で設置費用を算出しています。この場合、工事内容証明書の、設置費用欄と旧システム撤去費用欄には、どのように記載すれば良いですか。 6.4.30

共通 A34 事業者が、旧システムの撤去のみを行う場合に請求する金額が分かれば、その金額を旧システム撤去費用欄に記載し、工事代金から旧システム撤去費用を差し引いた金額を設置費用欄に記載してください。
（工事代金が15万円で、旧システム撤去のみの場合の金額が2万円の場合、設置費用は13万円）
どうしても分けて計算できない場合は、旧システム撤去費用欄は0円、設置費用欄に工事代金の全額を記載してください。

共通 Q35 契約事業者は津山市内ですが、施工事業者が津山市外です。補助の対象になりますか。 6.4.30

共通 A35 補助の対象になります。

共通 Q36 国等の補助金の承認が下りるまでに数か月かかります。スマートエネルギー導入補助金は、国等補助金の申請が受理されてからでないと申請できませんか。 6.4.30

共通 A36 国等補助金の申請が受理される前でも、津山市スマートエネルギー導入補助金の申請は可能です。
国等への補助金の交付申請額がわかる書類を添付してください。

共通 Q37 設置工事は完了しましたが、まだ支払いが完了してません。代金の支払い前でも申請は可能ですか。 6.4.30

共通 A37 工事代金を支払いする前でも申請は可能です。その際は、市内業者確認のための書類として、請求書等の写しを添付してください。
ただし、軽EVの補助金については、必ず領収書の写しを添付してください。

ご不明な点がございましたら、「補助金申請の手引き」をお読みいただいた上で、脱炭素社会推進室にお問い合わせください。
直通電話番号：0868-32-2051